

第2回滋賀県首長会議テーマ一覧

提案 団体	整理番号、テーマ名およびテーマの趣旨（概要）
水防管理者と河川管理者の役割分担の確認について	
草津市	<p>今年9月の関東・東北豪雨では栃木県、茨城県、宮城県に特別警報が発令され、茨城県常総市では鬼怒川が決壊したことによる大規模な水害が発生し、豪雨災害への警戒が高まるとともに避難勧告の適正なタイミングでの発令が重要視されている。</p> <p>水防法では水防管理者と河川管理者の責務が決められており、市町は水防管理団体として管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有するとされており、河川管理者である県は水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有するとされている。</p> <p>近年、毎年のように局地的な豪雨が頻発し、大規模な水害が発生する中、県内の中小一級河川においては水防に関する警戒水位等が設定されていない状況であり、避難勧告等の発令の判断に苦慮している。</p> <p>水防活動を行う上で、水防管理者と河川管理者の役割分担を明確にし、連携し取り組む体制を構築することで水防対応、避難判断をスムーズに行い、市民の生命財産を守ることを目指すものである。</p>
北陸新幹線敦賀以西ルート検討の動向について	
滋賀県	<p>与党において、敦賀以西ルートを検討する委員会（整備新幹線建設推進プロジェクトチーム北陸新幹線敦賀・大阪間整備検討委員会）が、平成28年8月6日に立ち上がり1～2年以内に結論を得る方針が示されたところ。</p> <p>本県として、関西広域連合で合意した「米原ルート」と「並行在来線がJRから経営分離されることは受け入れられない。」の2点を基本方針としている。</p> <p>与党におけるルート検討が深度化しつつあるなか、ルート検討にかかる動向等の情報共有を行い、今後の北陸新幹線敦賀以西ルート検討のすすめ方について議論したい。</p>

提案 団体	整理番号、テーマ名およびテーマの趣旨（概要）
彦根市	<p>農地中間管理事業について</p> <p>(1)農地中間管理事業における機構集積協力金の配分予定について</p> <p>国は、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるため、担い手への農地の集積率80%を目標として「農地中間管理事業」を法制化されました。県内の各市町においても、この制度を活用し、集落や担い手等に積極的に呼びかけ、新たな農地集積による80%の集積率を目指しているところです。</p> <p>そうした中、本事業を促進するための「機構集積協力金」については、本年度、滋賀県における農業者からの要望額(約10億円)が県の基金額(約3億円)を超過しました。その結果、本県では、「地域集積協力金」は農地の純増率に応じて、「経営転換協力金」と「耕作者集積協力金」は主に農地の提供面積に応じて、あらかじめ定めた優先順位で交付される見通しです。</p> <p>しかしながら、機構集積協力金の交付は本来、機構を通じて担い手への農地の集積・集約化を加速するためのものですが、この優先順位に基づき対象外となり、協力金を得ることができなくなった該当者(集落の代表者や農地の出し手である地権者個人)から、制度に対する予算不足や制度設計そのものに対する不満の声が強くなっており、現場における今後の事業実施が先行き不透明なものになりつつあります。</p> <p>つきましては、今後の農地中間管理事業の円滑な推進のため、県及び各市町の首長が、この協力金の配分予定に係る状況を情報共有した上で、今後の対応について首長会議で議論を行う必要があると考えます。</p> <p>○現状</p> <p>地域向けに支援される地域集積協力金は、県内においては計画ベースで59集落から約4億4千万円の要望があり、このうち20集落、約1億4千万円が交付対象見込みとなりました。この結果、残りの39集落、約3億円が交付対象見込みから外れています。</p> <p>この地域集積協力金については、農地の純増率が19%を下回った地域が、残念ながら交付見込みの対象外になっています。</p> <p>また、個人向けに支援される協力金のうち、経営転換協力金は、県内においては計画ベースで1,332人、約5億2千万円の要望があり、そのうち279人、約1億4千万円が交付対象見込みとなりました。その結果、残りの1,053人、約3億8千万円が交付対象見込みから外れています。</p> <p>この経営転換協力金については、農地の提供面積が6,400㎡を下回った個人が、残念ながら交付見込みの対象外になっています。</p>
野洲市	<p>(2)平成27年度における機構集積協力金交付事業について</p> <p>機構集積協力金交付事業は、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を支援する事業のひとつであり、機構に10年以上まとまった農地を貸し付けた地域、農地を貸し付け、担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手、に対して協力金を交付する事業とされている。</p> <p>今年度の交付予定についての説明会が9月14日に行われたが、滋賀県への交付は無しという状況である。また、平成26年度貸付分の一部についても基金の取り崩しで交付されており、滋賀県全体の要望額約9.9億円に対して、基金残高約2.9億円と約7億円もの不足となっており、経営転換協力金と耕作者集積協力金の配分順位1位のみを対象としても約4.3億円の不足である。</p> <p>そのようななかで、今回配分がなされたところであるが、滋賀県全体で地域集積協力金については、59地域中20地域、経営転換協力金については、1,332戸中279戸となり半数以上の地域、農家が交付対象外となっている。</p> <p>(耕作者集積協力金は、今後の配分となるが283筆あり同様の結果になると推測される)</p> <p>経営転換協力金においては、貸付予定面積下限値が6,437㎡とされ、同一交付単価の者で配分の有無が生じたり、また、同一集落内においても配分の有無が生じる等、不公平であり、集落内でも不協和音が生じる恐れさえ出ている。また、申出書の取下げも可能であるが、平成26年度のように国の補正予算がついた場合は対象とならない、今年度から作業委託されている者は次年度以降協力金を受けることはできない、今年度自作者はこの状況が続けば次年度以降も面積が少くないことを理由に再度対象外となる可能性が高い、など同要件を満たしながら協力金の交付有無が発生する極めて不公平な制度である。</p> <p>昨年度は、個人に交付される経営転換協力金と耕作者集積協力金を優先交付して地域集積協力金は残額で割り当てられ、不足分は最終的に国の補正予算がつき決着をみたところである。しかし、今年度も予算不足という昨年同様の状態が生じている。</p> <p>国は、10年後に農地の8割を担い手に集積することを目標としており、昨年度の農地中間管理機構の実績が低調であったことを受け、農地中間管理機構を軌道に乗せるため機能強化を掲げているにも関わらずこのような状況である。</p> <p>そこでこのことについて、情報及び問題の共有化を図るとともに、今後の対応も含めて県の見解を</p>